

稲井智義著

『子ども福祉施設と教育思想の社会史』

——石井十次から富田象吉、
高田慎吾へ』

評者：元森 絵里子



1887年、石井十次(1865-1914)は孤児教育会を創設し、これが1890年に日本初の「孤児院」である岡山孤児院へと名を変える。石井はさらに、1909年に大阪に愛染橋保育所と愛染橋夜学校を設立する。孤児院の宮崎県茶臼原移転(1912年)と石井の死(1914年)を経て、1919年、石井記念愛染園附設の救済事業研究室が、大原社会問題研究所として独立する。本書が対象とするのは、これら岡山孤児院、愛染園、大原社会問題研究所という、児童福祉の歴史のなかで避けて通れない一系譜につらなる、石井十次、富田象吉(1878-1943)、高田慎吾(1880-1927)の教育思想である。

タイトルの「社会史」が示唆するように、本書は思想史のようでありながら、それに留まらない教育史・児童福祉史の歴史像の問題に触れつつ各章が進んでいく。著者は、家族・教育・福祉の社会史の先行研究を、近代家族規範の誕生・浸透と学校教育の普及が1930年代半ばまでに完了し、国家が法で子どものための福祉と施設を規定するに至ると要約し(6頁)、そこに至るまでの「子ども福祉施設」(の一系譜)における「教育思想」を検討する。評者は、社会史の興隆以降、教育史、家族史で通俗化し

た、学校と家庭に囲い込まれた子ども時代(という規範)の「誕生」、さらには、学校教育の普及に加え、都市部の児童保護事業や農村保育所がそれを下層に「トリクルダウン」させていったという図式的理解が、児童福祉の源流に織り込まれた「教育思想」から異化されていくことを期待して読み始めた。しかし、三者の思想史の先行研究に詳しいわけではないこともあり、次々と提示される三者の思想の細部に圧倒され、著者がどのような歴史像を描き出そうとしているのか、それが既存の歴史像の何を刷新するのか、読みとるのに苦心した。

わかりづらさの最大の原因は、国民教育と近代家族規範の「誕生」図式に対する、著者のスタンスが明示されていないことにあるだろう。子どもを国民として育てるという広義の国民教育志向は学制(1872年)からつきまとい、天皇中心の教育の主張も元田永孚『教学聖旨』(1879年)、『教育勅語』(1890年)と歴史は古い。近代家族規範や良妻賢母規範も、日露戦争前後に新中間層に実体化する以前に、思想としては1880年代には見られるといわれる。分析対象の三者が時代のなかにいる以上、彼らの思想に、これらに親和的と解釈できる要素がある程度つきまとうのは想像に難くない。著者は、そのような国民教育志向や近代家族規範を積極的に発見しようとするが、丹念な資料読解から明らかにされた既存の知見との時期の違いや思想の細部の異同を、どう解釈するか明示的に論じることはない。結果として、本書の道行きは、一方で、国民教育と近代家族規範に集約される近代教育思想の「誕生」図式を裏書きし精緻化しているようにも読め、他方で、それらがある時期以降の児童保護政策・運動で下層に広がったという「トリクルダウン」図式を異化するような、福祉と教育が混沌としていた思想の系譜を掬い取っているようにも読めるという、

興味深くも読みづらさを残したものとなっている。これらを統一的な歴史像に練り上げて明示してほしかったというのが、偽らざる気持ちである。

著者は、序章で、教育や福祉の社会史の系譜に本書を位置づけている。たしかに社会史は、素朴な進歩史観に冷や水を浴びせ、善き意図のもとになされる施策の権力性を明らかにするものとして展開してきた。ただ、国民化の意図や近代家族規範やその「誕生」を発見することに研究上の目標が設定されていた時期は去り、2010年代以降の教育社会史は、三時眞貴子ら『教育支援と排除の比較社会史』（昭和堂、2016年）のように、教育や福祉の実践において繰り返される包摂と排除の錯綜を描くなど、より明確な枠組みで、動的・複数的な歴史を描こうとしている。本書の扱う三者の研究史に詳しくない身には、本書でも、そのような枠組みレベルの議論があったらと思うしまう。

本書第一章・第二章は、児童福祉史初期の偉人、石井十次を扱っている。

第一章は、石井の思想を、1905年を境に前期と後期に分け、その家族観の変容と連続性という観点から描き直している。前期の岡山孤児院は、家族代わりの養育と普通教育・職業教育を施す近代的子ども救済事業と呼べるものであったが、後期には、より小規模の子ども中心の家庭的な養育が志されるようになり、『エミール』の影響を受けて男子は農業へ女子は家庭の奉公へと進路が限定される。著者はこの転換を家族と学校の見方は連続している捉え、子ども救済事業から子ども保護事業へという通説とは異なり、石井の実践において、後期も子ども救済事業の面は前期から継承しつつ、それと家族規範から離れた層の風紀や道徳の改善を目指す子ども保護事業とが不可分のものとして結びついていったと捉え直している。

第二章は、石井の孤児院での教育実践と、同時期に立ち上がる公教育の国民教育思想との間の距離の測定を試みている。岡山孤児院は、一貫して、公立小学校の教育課程に準じた教育を行っていたが、キリスト教主義の徳育は、やがて天皇賛美とキリスト教形式が混在したものになっていく。著者は、これを、石井が一貫して教育法規に沿った国民育成の意志を持っていたと解釈している。

国家による子ども保護事業が立ち上がっていない時期の、福祉と教育が混然一体となった石井の思想に、すでに立ち上がりつつある国民教育思想や近代家族規範が存在していたことや、それが国家主義教育や子ども保護事業と矛盾なく接続することは、興味深い。だからこそ、著者が、その事実を先行研究や隣接領域との対比でどう自身の通史に位置づけるか、踏み込んで聞いてみたい。例えば、本書は触れていないが、同時期の留岡幸助の家庭学校（1899年）や感化法（1900年）などにも、その源流となる欧米の思潮や法や実践にも、今でいう福祉と教育（さらには矯正教育や医療）の思想は混在していると思われるが、著者はどう見ているのだろうか。

本書第三章～第五章は、1907年に岡山孤児院の職員となり、1909年設立の愛染橋保育所・夜学校を担うことになった富田象吉の思想を、同時代の保育所と公教育との関係から照らし出している。

第三章は、1910年代半ばまでの富田の思想を、大阪教育事業研究会での研究報告をもとにたどっていく。まず、補助線として、1900年創設の日本初の貧民幼稚園である二葉幼稚園と岡山孤児院の関係が、1910年頃を境に変わってきていることが確認される。当初、下層階級の保育を担い育児を手助けするために、孤児院への子どもの送致も行っていた二葉幼稚園は、

保育所が台頭してきた時期以降、孤児院とは異なる保育所の役割を確立して孤児院に言及しなくなっていく。そして、富田はこの時期、家庭的な雰囲気や子どもの個性を重視するという観点から、養育院や孤児院を批判し、里子制度と保育所制度の重要性を主張していることが明らかにされる。

第四章は、1910年代から20年代における、富田の社会政策論と愛染橋夜間小学校の活動を明らかにしている。1909年に公立小学校に入学できない貧児のためにつくられた夜学校は、学用品支給と訓育を通じて、子どもを自立させ、規律を養い、貧民窟の家族の風紀や衛生、道徳を改善することを企図していた。ところが、1918年頃を境に大阪市で社会政策が進展し小学校教育が普及していくにつれて、夜学校は縮小し、1929年に閉校されることになる。それにつれ、富田は、義務教育国家責任の主張を強め、子どもの保護の法制定を主張するとともに、夜学校を、貧民窟の家族を国益に資するように形成するものと位置づけていったという。

第五章は、戦間期の保育所法令化運動との関係から、晩年の富田の子どもの保護と教育にまつわる思想の分析を行っている。保育所法令化の運動言説において、1920年代前半には、当時、立法が議論されていた児童保護法との関係で、保育所の法令化が論じられていたが、1926年の幼稚園令以降、二大都市以外の地域が貧困層のための託児所を要求し始める。運動とは無関係ながら、内務省が方針を変更し、1938年制定の社会事業法は農村社会政策の要素を強く帯びたものとして成立する。この流れに対し、大阪という大都市から思考する富田は、託児所と幼稚園を階層で分けず、教育不要の低年齢は託児所、教育が必要な年齢以降は幼稚園という制度配置を主張する。つまり、ここで幼

園は、予防的な児童保護機能と教育機能を併せ持つものとして構想されている。その背後にあるのは、子どもは国家に直結するという思想だとの指摘もなされている。

富田の思想は、一方で、石井同様に、近代家族規範を旨とし、教育の国民養成機能を善とするという傾向を持つ。しかし、だからこそ、子どもの教育と福祉を区分せず、統一的な制度体系とし、共に国家責任と見なす思想を有している。このことの発見が何を意味するのか、二大都市で1920年代に進展する児童政策との関係なども含めて説明がほしかった。

第六章のみが、1919年設立の大原社会問題研究所の最初の研究員であった、高田慎吾の思想を扱っている。ここでは、高田の子ども問題研究の展開をその著作とキャリアの検討から分析している。1912～13年のアメリカ北部視察後の高田は、私生児保護に関心を持ち、親と施設による子どもの教養が国家・社会の盛衰を左右するという認識を示していた。ところが、第一次世界大戦以後、ヨーロッパの不良少年研究に目を配り始めた高田は、子ども問題への対策が優良な国民形成を左右すると考えるようになり、1919年の大原社研着任以降は、幼児保護や子どもの養育の社会化（国家負担）、科学的知識と親の愛情による育児などに力点を移していく。そして、ジュネーヴ宣言採択直後の欧米視察（1923～1924年）を経て、児童保護の社会化としての託児所を、社会の養育費負担で運営することを主張するに至る。著者は、この際、高田が、託児所を子どもに栄養と教育を与えるのみならず、母親を家事と育児から解放し、自己修養の時間を確保させることにつながると見ていることを、新たに発見している。この母親の修養論を発掘したことの意義は、終章でも再度強調されている。

以上の6章の分析を経て、終章では本書の意

義がまとめられる。著者は、一方で、三者の思想は、近代家族規範と国民秩序の構築志向という思想を共有していることを強調し、他方で、1930年代以降、子ども福祉施設が法令化されていく過程で児童福祉から教育が切り離されていくことから比較すれば、先駆性・独自性を持つものである点にも注目を促す。

たしかに、1930年代から戦後にかけて形を成していく、学校教育と児童福祉が担当省庁も供給主体の公私比率も異なるという二元的な体制から比較した時、児童保護と教育を一体のものとして捉え、かつ国家の責任を強調するような主張は異質に見えるかもしれない。児童福祉関係者が近代家族や国民教育を重視していることも、奇妙に見えるかもしれない。だが、それらはむしろ、ある体制が形をとるなかで、そう見える位置に退けられていった思想と見ることもできるのではないか。教育と福祉のクロスオーバーが主張される昨今の政策状況から振り返ると「先駆」と評価したくもなるが、教育も福祉も、近代社会の権力の一側面である（ミシェル・フーコー『監獄の誕生』田村俣訳、新潮社、1977年、原著は1975年）。

関連して、評者が興味深く読んだのは、思想史から逸脱している第五章第三節である。そこでは、貧困層の小学校就学がまがりなりにも実現していくのに並行して、下層の子どもの不就学理由が、家庭の無関心（邪魔者としての子ども）から、近代家族的な子どもへの愛情を持つがゆえに学校に通わせずに手に置くというものに変わっていることが、富田の報告のなかか

らある種の実態として提示されている。終章では、この箇所を受けて、中間層と労働者層・下層を含めた「近代家族規範による統治システム」（220頁）の解明が必要だと主張されている。

ここで念頭に置かれているであろうジャック・ドンズロ『家族に介入する社会』（宇波彰訳、新曜社、1991年、原著は1977年）の議論が描き出した戦後福祉国家の「家族の／による統治」は、多数派を画一的で平等主義的な学校教育に委ね、ごく一部の零れ落ちた層を児童福祉が掬いとるという不均衡な二元体制の日本のそれとイコールではない。そのため、西洋由来の教育や児童保護の思想と法制度、供給側の思惑と受給側の戦略が入り組んで別様に組み上がった、日本の文脈に即した「統治システム」の解明こそが肝要だと評者は考えている。ドンズロの言い回しを借りれば、日本型統治の「保護複合体」からこぼれていった石井、富田、高田の教育思想（「逃走線」）を、メインストリームの思想や公的施策、下層の実態などとの関連で多角的に読み解く本書の作業を、そのような歴史像の組み直しにより積極的につなげていくことは可能であろうし、ぜひそのようなものを拝読したい。

（稲井智義著『子ども福祉施設と教育思想の社会史——石井十次から富田象吉、高田慎吾へ』勁草書房、2022年11月、ix + 255 + v頁、定価5,500円＋税）

（もともと・えりこ 明治学院大学社会学部教授）